

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和3年11月10日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

『新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」(単価契約)』

(2) 業務内容

この業務は、世田谷区立小学校にある新BOP学童クラブ児童の間食(児童用おやつ)として1人1食単価64円(税込)、1週あたり320円(実施日が5日の場合)で週単位のメニューを作成し、区から連絡する数量を準備し各新BOPに納品するものである。この業務の実施にあたっては、61ヶ所の新BOP学童クラブを4ブロックに分け、ブロックごとに複数の事業者へ委託する業務である。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 参加資格

提案書の提出者は次にかかげる条件を満たす者であること

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと

(3) 国税及び地方税について未納がないこと

(4) 平成28年度以降、学童クラブ(新BOP含む)、小学校、保育園および幼稚園等の児童施設(教育施設含む)に食品の納入実績があること

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 業務意欲・業務理解

業務意欲が感じられ、児童に提供する間食であることに対する理解があること。

(2) 業務実績

同種業務・類似業務の受注実績があり、本業務を履行できる実績があること。

(3) 間食内容

間食の量や質などが児童に相応しいメニュー選定となっていること。

アレルギー対応が十分であること。

(4) 品質管理能力

間食の製造・保管・配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全・確実な納品が可能であること。

(5) 配送力

配達可能な地域の範囲が十分であり、適切に配送計画が立てられていること。

(6) 価格・内容の妥当性

1人1食単価64円(税込)、1週あたり320円(実施日が5日の場合)のメニューとして妥当性があること。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

(区役所第2庁舎2階20番窓口)

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当

電話 03-5432-2317 ファクシミリ 03-5432-3016

電子メール SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和3年11月10日(水)から

令和3年11月24日(水)まで

イ 交付場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 交付方法 (1)の窓口で配布

*世田谷区ホームページからダウンロード可

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年11月24日(水)午後3時まで必着

イ 提出場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 直接持参または簡易書留郵便で郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年12月23日(木)午後3時まで必着

イ 提出場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」アレルギー対応分(単価契約)
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は、説明書(『世田谷区新BOP学童クラブ用間食「菓子類」』購入契約プロポーザル実施要領)による。
- (8) 本案件は、令和4年度の提案限度額を101,010,240円(4案件合計)としている。区との契約では単年度で予定価格2000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

4 案件内訳

25,284,224円

25,335,424円

25,125,376円

25,265,216円

労働報酬下限額詳細は別紙参照。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には、世田谷区公契約条例に基づき「労働報酬下限額」が適用されます。

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、下記のとおり告示しました。

契約事業者には、この労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

つきましては、この契約の入札又は契約に係る金額の見積もりにあたっては、上記の趣旨をご理解いただき、下記の各労働報酬下限額に基づく適正な積算をお願いいたします。

また、本件の契約事業者には、条例の運用状況に関する調査等にご協力をお願いする場合があります。

※公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください

【工事請負契約の場合】

■労働報酬下限額：東京都の公共工事設計労務単価（令和3年3月現在）の51職種ごとの単価の85%相当額（熟練労働者）
（下表のとおり）

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円
2	普通作業員	2,295円
3	軽作業員	1,658円
4	造園工	2,295円
5	法面工	2,880円
6	とび工	2,965円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,731円
10	鉄筋工	2,933円
11	鉄骨工	2,731円
12	塗装工	3,103円
13	溶接工	3,326円
14	運転手(特殊)	2,614円
15	運転手(一般)	2,157円
16	潜かん工	3,230円
17	潜かん世話役	3,804円
18	さく岩工	3,284円
19	トンネル特殊工	3,124円
20	トンネル作業員	2,635円
21	トンネル世話役	3,570円
22	橋りょう特殊工	3,230円
23	橋りょう塗装工	3,315円
24	橋りょう世話役	3,783円

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
25	土木一般世話役	2,710円
26	高級船員	3,241円
27	普通船員	2,561円
28	潜水士	4,399円
29	潜水連絡員	3,103円
30	潜水送気員	3,029円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	4,962円
33	型わく工	2,795円
34	大工	2,720円
35	左官	2,944円
36	配管工	2,497円
37	はつり工	2,667円
38	防水工	3,177円
39	板金工	3,039円
41	サッシ工	2,731円
43	内装工	2,975円
44	ガラス工	2,731円
46	ダクト工	2,434円
47	保温工	2,412円
49	設備機械工	2,444円
50	交通誘導員A	1,658円
51	交通誘導員B	1,477円
52	上記以外の職種	1,130円

※第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

■労働報酬下限額：1時間当たり 1,365円

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、下記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】（設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等）

■労働報酬下限額：1時間当たり1,130円

【問い合わせ先】

世田谷区財務部経理課契約係 TEL:03-5432-2145~2152・2435・2436 FAX:03-5432-3046